

社会保障・税に関わる番号制度における個人情報保護方策の概要

座長試案

第1 はじめに

社会保障・税に関わる番号制度(以下「番号制度」という。)の導入に対しては、①国家により個人の様々な個人情報が番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかとといった国家管理への懸念、②個人情報が漏えい、濫用されるのではないかとといった不正行為発生への懸念、③個人情報が、本人の知らぬ間に、かつ本人の利益に反して目的外で利用されるのではないかとといった目的外利用への懸念が指摘されている。

これらの懸念に適切に対処し、国民に安心して番号制度を利用していたくため、情報連携基盤を通じた個人情報のやり取りにおいて「番号」そのものは用いないこととするなどシステム上の安全措置を講じるほか、法制度上の措置として、目的外利用・提供等の制限等の規定を設け、番号制度における個人情報保護の観点から不当な行為を禁止するとともに、特に国家管理への懸念に対処するため、国民自らが自己情報へのアクセス記録等を確認する制度を法的に担保し、更に情報システムの導入等にあたり、プライバシーへ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を促す仕組みを整えておく必要がある。

その上で、上記の制限等が遵守されているか、番号制度において個人情報が適切に取り扱われているか、システムが適切に稼働しているかなどといった点を、行政機関等から独立した第三者的立場で、監督する第三者機関(以下「第三者機関」という。)を設け、問題事例の発生を未然に防止するとともに、いったん問題事例が発生した場合にも、早期かつ適切に対処できるようにするほか、違法性の高い事案に対処するための罰則を整備する必要がある。

本座長試案において、以下、それぞれの法制度上の措置について、考えられる概要案を提示するものとする。

第2 目的外利用・提供等の制限等

1 目的外利用・提供等の制限

(1) 情報保有機関(注1)に対する目的外利用・提供の制限

- 番号制度について、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令に書き込むことで番号制度の利用範囲を特定することと

することが考えられる。

なお、情報保有機関が保有する番号に係る個人情報(注2)のうち、あらかじめ本人の同意を得て情報連携する必要がある個人情報については、その旨法律又は法律の授權に基づく政省令に記載することとしてはどうか。

また、国の行政機関、地方公共団体又は関係機関は、上記の事務に該当しない場合であっても、番号に係る個人情報の提供を受けることについて著しく異常かつ激甚な非常災害への対応など特別の理由がある場合、第三者機関の許可を受ければ、他の機関に対し、情報連携基盤を通じてこれを提供するよう求めることができ、提供を求められた機関は、これを提供することができることを法律に明記することとしてはどうか。

(注1) 番号に係る個人情報を保有し、情報連携基盤を用いて情報の連携を行う、国の行政機関、地方公共団体及び関係機関をいう。

(注2) 番号に係る個人情報とは、情報保有機関において、番号に紐づけられて保有され、情報連携の対象となる個人情報を指し、具体的には、前記のとおり、法律等により特定されることとなる。

さらに、番号そのものについては、情報保有機関等において、少なくとも他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる形態で保有されているものと考えられることから、それ自体が個人情報に該当し、それ自体が番号に係る個人情報に含まれる。

○ 上記の範囲外の情報連携については、情報連携基盤を通じて行えないようシステム上の措置を講じる。

(2) 閲覧、データベース作成等の制限

○ 国の行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等は、その職務の用以外の用に供する目的で、番号に係る個人情報を閲覧し、その全部若しくは一部を他の記録媒体に複製し、又は番号に係る個人情報が記録されたファイル若しくはデータベースを作成してはならないこととすることが考えられる。

○ 地方公共団体の職員等は、その業務に関して知り得た番号に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととすることが考えられる(国の行政機関、関係機関の職員等については、既に、行政機関個人情報保護法7条、独立行政法人等個人情報保護法8条に同様の規定あり。)

○ 法令に基づいて番号を取り扱うことが認められている民間事業者(注)又はその従業者等は、業務に関して知り得た番号に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない

こととすることが考えられる。

法令に基づいて番号を取り扱うことが認められている民間事業者又はその従業者は、正当な理由なく、番号に係る個人情報が記録されたファイル若しくはデータベースを作成してはならないこととすることが考えられる。

(注) 現時点では、金融機関、健康保険組合及び源泉徴収義務者たる事業者等が考えられる。

- 本人確認など正当な目的で番号を知り得た事業者（法令に基づいて番号を取り扱うことが認められている民間事業者及びその従業者を除く。以下同じ。）(注)又はその従業者等は、番号に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととすることが考えられる。

本人確認など正当な目的で番号を知り得た事業者又はその従業者等は、当該番号を文書、図画又は電磁的記録に記録して保有してはならないこととすることが考えられる。

(注) 「番号」が表面記載されているＩＣカードの提示を求めて本人確認を実施する民間事業者を指し、具体的には、携帯電話事業者やレンタルビデオ業者等がこれに該当すると考えられる。

- 国の行政機関、地方公共団体、関係機関及び法令に基づいて番号を取り扱うことが認められている民間事業者以外の者は、何人も、業として、番号の記録されたファイル又はデータベースを作成してはならないこととすることが考えられる。

(3) 告知要求の制限

何人も不当な目的で番号の告知を求めてはならないこととすることが考えられる。

2 再委託等に関する規制

国の行政機関が個人情報の取扱いを委託する場合には、行政機関個人情報保護法６条２項に基づき、委託を受けた者についても、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされており、地方公共団体及び関係機関においても、個人情報保護条例等に基づき、同様の措置が採られているものと考えられる。また、個人情報保護法の個人情報取扱事業者が個人データの取扱いを委託する場合には、個人情報保護法２２条に基づき、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないこととされている。

番号に係る個人情報の取扱いについては、より厳格な規制が必要と考

えられることから、地方公共団体及び法令に基づいて番号を取り扱うことが認められている民間事業者等による委託について、現行の行政機関個人情報保護法又は個人情報保護法における規制と同様の規制を課すこととすることが考えられる。

また、現行法制上、規制が存しない再委託、再々委託等については、主に、以下のような規制を行うことが考えられる。

(1) 行政機関が保有する番号に係る個人情報の取扱いについて

- 国の行政機関、地方公共団体又は関係機関が保有する番号に係る個人情報の取扱いの再委託、再々委託等について、同行政機関、地方公共団体又は関係機関の許可を要することとすることが考えられる。
- 上記の再委託、再々委託等を受けた者は、番号に係る保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の番号に係る保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととすることが考えられる。
- 上記の再委託、再々委託等における受託業務の従事者等(労働者派遣法に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。)は、その職務の用以外の用に供する目的で、番号に係る個人情報を閲覧し、その全部若しくは一部を他の記録媒体に複製し、又は番号に係る個人情報が記録されたファイル若しくはデータベースを作成してはならないこととすることが考えられる。

また、上記の再委託、再々委託等における受託業務の従事者等は、その業務に関して知り得た番号に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととすることが考えられる。

(2) 民間事業者が保有する番号に係る個人情報の取扱いについて

- 法令に基づいて番号を取り扱うことが認められている民間事業者が保有する番号に係る個人情報の取扱いの全部又は一部の再委託、再々委託等について、同事業者の明示的な許諾を要することとすることが考えられる。
- 上記の再委託、再々委託等を受けた者は、その取り扱う番号に係る個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととすることが考えられる。
- 上記の再委託、再々委託等を受けた者又はその受託業務の従事者等は、業務に関して知り得た番号に係る個人情報の内容をみだりに他人

に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととすることが考えられる。

上記の再委託、再々委託等を受けた者又はその受託業務の従事者等は、正当な理由なく、番号に係る個人情報記録されたファイル若しくはデータベースを作成してはならないこととすることが考えられる。

3 守秘義務

- 番号を取り扱う事務に従事する国の行政機関、地方公共団体若しくは関係機関の職員等又は委託(再委託、再々委託等を含む。)を受けた者若しくはその受託業務の従事者等は、職務に関して知り得た番号に係る個人情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないこととすることが考えられる。

第3 本人による個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認

1 本人による個人情報へのアクセスについて

- 国の行政機関が保有する番号に係る個人情報のうち、不開示情報に該当しないことが事前に確定でき、かつマイポータル上で開示を行っても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない情報については、マイポータル上で開示できることとすることが考えられる。
- 地方公共団体が保有する番号に係る個人情報についても、不開示情報に該当しないことが事前に確定でき、かつマイポータル上で開示を行っても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない情報については、当該地方公共団体の判断によりマイポータル上で開示できることとすることが考えられる。
- 上記に該当しない情報についても、マイポータル上で、本人が保有個人情報の開示請求手続を行えるようにすることが考えられる。また、訂正請求手続及び利用停止請求手続についてもマイポータル上で行えるようにすることが考えられる。
- マイポータルへのアクセスの際には、ICカードを用いた公的個人認証を活用し、成りすましを防止することが考えられる。

2 アクセス記録の確認について

(1) アクセス記録を確認できる対象範囲

- 情報連携基盤を通じた各府省、地方公共団体、関係機関による個人情報のやりとりについて、アクセス記録を確認できることとすることが考えられる。

(2) 除外事由

- 行政機関個人情報保護法 14 条及び個人情報保護法 25 条に規定される除外事由を踏まえ、必要に応じて除外事由を設けることとすることが考えられる。
- (3) 本人が確認できる項目
 - アクセスの日時、アクセスの主体、アクセスの対象となった情報の種類、情報連携の根拠のほか、情報連携基盤技術WGにおける検討を踏まえた項目を確認できることとすることが考えられる。
- (4) 確認方法
 - マイポータルを通じた確認のほか、情報連携基盤技術WGにおける検討を踏まえて、インターネット接続が困難な者等も確認できるようなその他の仕組みを設けることが考えられる。その場合も、マイポータルへのアクセス同様、成りすましを防止する本人認証の仕組みが必要と考えられる。

第4 プライバシーに対する影響評価(P I A)等

番号に係る個人情報適切に取り扱われているかを確認するためには、システム上においても個人情報保護に配慮した設計がきちんとなされているか確認する必要がある。そこで諸外国で採用されている P I A の手法を取り入れ、事前にかかる確認を行うことが考えられる。

一般的に、P I A とは、情報システムの導入等にあたりプライバシーへ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を促す仕組みをいう。P I A の具体的な実施方法としては、個人情報の収集目的や収集方法、利用方法、管理方法などを検討し、そのシステムがプライバシーに配慮した設計となっているか確認することが考えられる。P I A の実施時期としては、プライバシーへ及ぼす影響に大幅な手戻りなく対応できるようにするため、システム設計の変更が可能であるシステム開発前が適当と一般的に考えられている。

1 各機関に対する P I A

- 国の行政機関は、番号に係る個人情報を扱うシステムの構築又は改修にあたり、P I A を実施し、その結果を第三者機関に報告し、その承認を受けること(法律による義務付け)とすることが考えられる。
- 第三者機関は、国の行政機関向けのガイドラインや地方公共団体又は民間事業者が P I A を実施する場合のガイドラインを作成するとともに、P I A の実施についての助言、指導等を行うことができることとすることが考えられる。

- 番号制度開始と同時に運用に供される情報連携基盤等のシステムについては、第三者機関が設立される予定の2014年1月より前に開発が行われることが想定されるため、第三者機関ではPIAを開発前に承認することができないこととなる。したがって、かかるシステムに対するPIAの承認は、PIAワーキンググループ(仮称)において行うこととしてはどうか。

2 情報連携基盤の監視等

第三者機関は、(立入検査やアクセスログの確認等により)情報連携基盤を随時監視することとすることが考えられる。

第5 第三者機関

1 業務範囲

(1) 監督の対象とする機関等

国の行政機関のほか、地方公共団体、関係機関及び番号を取り扱う民間事業者(注)についても監督の対象とすることが考えられる。

(注) 法令に基づいて番号を取り扱うことが認められている民間事業者及び本人確認など正当な目的で番号を知り得た民間事業者を指す。

(2) 監督の対象とする分野

当初は、上記機関等における社会保障及び税分野の番号に係る個人情報の取扱い等を監督の対象とし、将来的に対象の拡大を目指すこととすることが考えられる。

2 機能・権限

最低限、次の(1)記載の機能・権限を有することとすることが考えられるほか、(2)記載の点について、更に検討を進める。

なお、機能・権限についても、必要に応じて、将来的に、更に必要なものがあるかについて検討を行う。

(1) 最低限必要な機能・権限

ア (普及啓発)

番号制度に係る個人情報保護について普及啓発を行うこととすることが考えられる。

イ (番号に係る個人情報の取扱いに関する調査等)

監督対象機関等(注)に対し、番号に係る個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、定期的に又は必要に応じて調査を実施し、資料の提出及び説明を求めることができることとすることが考えられる。

(注) 第三者機関による監督の対象となる国の行政機関、地方公共団体、関係機関及び番号を取り扱う民間事業者をいう。以下、同じ。

ウ (苦情処理)

監督対象機関等による番号に係る個人情報取扱いに関する苦情について、相談に応じ、苦情に係る事情を調査することができることとすることが考えられる。

苦情の解決について必要があると認めるときは、監督対象機関等に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができることとすることが考えられる。

エ (民間事業者等に対する立入検査等)

番号法(仮称)の施行に必要な限度において、番号を取り扱う民間事業者及び関係機関に対し、番号に係る個人情報取扱いに関し、報告させ、第三者機関の職員に、番号に係る個人情報取扱いに関係ある事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、当該取扱いに関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとすることが考えられる。

オ (国の行政機関、地方公共団体に対する実地検査)

番号法(仮称)の施行に必要な限度において、国の行政機関及び地方公共団体の番号に係る個人情報(ただし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持等一定の事由を目的として保有されている場合は除く。)の取扱いに関する事務の実施状況について実地の検査をすることができることとすることが考えられる。

カ (監督対象機関等に対する助言・指導)

監督対象機関等に対し、番号に係る個人情報取扱い状況や取扱いについてのルール(本人確認規定等)の策定などに関し必要な助言・指導をすることができることとすることが考えられる。

キ (監督対象機関等に対する勧告)

監督対象機関等が番号法(仮称)等の規定に違反した場合、監督対象機関等に対し、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができることとすることが考えられる。

ク (民間事業者等に対する命令)

番号を取り扱う民間事業者及び関係機関が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったとき又は緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該民間事業者及び関係機関に対し、その勧告に係る措置又は必要な措置をとるべきことを命ずることができることとすることが考えられる。

ケ (地方公共団体に対する是正の要求の勧告)

第三者機関は、地方公共団体の番号に係る個人情報の取扱いに関する事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している認めるときは、内閣総理大臣(注)に対し、地方自治法245条の5に基づき当該地方公共団体に対して当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めるよう勧告することができることとすることが考えられる。

(注) ここでいう内閣総理大臣とは、内閣府の長としての内閣総理大臣を指す。

コ (行政機関の長に対する措置要求)

内閣総理大臣は、番号に係る個人情報を保有する国の行政機関の長に対し、前記キの規定による措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の速やかな実施を求めることができることとすることが考えられる。

その上で、第三者機関は、国の行政機関において前記の措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該国の行政機関の長に対して当該措置の速やかな実施を求めるよう勧告することができることとすることが考えられる。

サ (個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

国の行政機関が番号に係る個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、第三者機関に対し、行政機関個人情報保護法10条2項の各号に該当する場合のうち必要なものを除き、同条1項に掲げる事項を通知しなければならないこととすることが考えられる。

シ (情報連携基盤の監視等)

情報連携基盤及びそのインターフェース部分を、その稼働前に監査するとともに、(立入検査やアクセスログの確認等により)情報連携基盤を随時監視することとすることが考えられる。

ス (PIAの助言・指導・承認)

第三者機関は、国の行政機関がプライバシーに対する影響評価(PIA)を実施するに際し、助言・指導できるとともに、国の行政機関が提出するプライバシーに対する影響評価報告書を承認することができることとすることが考えられる。

セ (意見の陳述)

必要があると認めるときは、番号制度又は同制度における個人情報

保護のための方策に関する重要事項について、内閣総理大臣に意見を述べるができることとすることが考えられる。

ソ (国際協力)

(番号制度に係る)個人情報保護について国際協力を行うこととすることが考えられる。

(2) 更に検討すべき機能・権限

○ 課徴金等の制裁措置を実施できることとするか。

(→ 個人情報の不正利用等により、例えば、独禁法違反の事案のように、はく奪すべき程度の経済的利得が得られる事例は乏しいと思われることから、課徴金制度を設けることは現実的ではなく、他に実効性のある制裁措置は認めがたいのではないか?)

○ 救済申立ての手續に第三者機関が関わることとするか、関わることとする場合、どのように関わることとするか。

→ 番号に係る個人情報の不開示決定等に対する不服申立てについて、行政機関個人情報保護法42条の規定により諮問をした行政機関の長は、第三者機関に対し、諮問をした旨を通知しなければならないこととしてはどうか。

そして、第三者機関は、同通知を端緒とし、必要に応じて、上記権限等を用いて調査等を行い、行政機関の長に助言・指導等を行うこととしてはどうか。

3 法的形式と組織形態

○ 内閣府の外局として置かれる、いわゆる三条委員会（内閣府設置法49条1項）とすることが考えられる。

○ 委員長及び委員を国会の同意を得て内閣総理大臣が任命することとすることが考えられる。

○ 委員長は、会務を総理し、対外的にコミッショナーとして委員会を代表することとすることが考えられる。

委員長は、緊急に対処すべき事態が生じた場合、必要があれば、いつでも委員会を招集できることとすることが考えられる。

○ 第三者機関は、国に設置される機関であるが、地方公共団体も監督の対象にすることが考えられるため、委員の構成として、地方公共団体の関係者を含めることが考えられる。

○ 第三者機関は、毎年、業務の状況を国会に報告することとすることが考えられる。

第6 罰則

罰則の強化は、基本的に、以下の罰則を創設することにより対応することとすることが考えられる。

1 国の行政機関、地方公共団体、関係機関の職員等を主体とするもの

(1) 不正利用等

- 国の行政機関、地方公共団体若しくは関係機関の職員等又は受託業務(再委託、再々委託等における受託業務を含む。)の従事者等(以下「国の行政機関の職員等」という。)が、正当な理由がないのに、番号に係る個人情報のうち個人の秘密に属する事項が記録されたデータベース(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供した行為に対し、刑罰を科すこととすることが考えられる(行政機関個人情報保護法53条より罰則を引き上げることを検討)。

(注) 第2の1(1)記載のとおり、その具体的な範囲は法律で規定されることとなる。以下、同じ。

- 国の行政機関の職員等が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た番号に係る保有個人情報を提供し、又は盗用した行為に対し、刑罰を科すこととすることが考えられる(行政機関個人情報保護法54条より罰則を引き上げることを検討)。

※ 上記二つの規定については、国外犯処罰規定を設けることとすることが考えられる。

(2) 不正取得等

- 国の行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、番号に係る個人情報のうち個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集した行為に対し、刑罰を科すこととすることが考えられる(行政機関個人情報保護法55条より罰則を引き上げることを検討)。

※ 上記の規定については、国外犯処罰規定を設けることとすることが考えられる。

(3) その他

- 前記第2の3の規定に違反して秘密を漏らした者に対し、刑罰を科すこととすることが考えられる。

その際、国、地方、その他の機関間で情報連携が行われることにかんがみれば、前記第2の3の規定に違反して秘密を漏らした者に対する刑罰は、秘密を洩らした者の身分等にかかわらず同一の行為に対し同一の量刑とすることが考えられる。

(参考)

国家公務員法第 109 条（国家公務員の守秘義務違反に対する罰則）：「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」

地方公務員法第 60 条（地方公務員の守秘義務違反に対する罰則）：「1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金」

国税通則法第 126 条（国税職員の守秘義務違反に対する罰則）：「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」

2 国の行政機関、地方公共団体の職員等以外の者も主体となり得るもの

(1) 不正利用等

○ 番号を取り扱う民間事業者若しくはその従業者等又は同事業者が保有する個人データの取扱いの全部若しくは一部の委託（再委託、再々委託を含む。以下同じ。）を受けた者又はその委託業務の従事者等（以下「番号を取り扱う民間事業者等」という。）が、正当な理由がないのに、番号に係る個人情報のうち個人の秘密に属する事項が記録されたデータベース（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供した行為に対し、刑罰を科すこととすることが考えられる。

○ 番号を取り扱う民間事業者等が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た番号に係る個人情報を提供し、又は盗用した行為に対し、刑罰を科すこととすることが考えられる。

※ 上記二つの規定については、国外犯処罰規定及び両罰規定を設けることとすることが考えられる。

(2) 不正取得等

○ 詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス禁止法 3 条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。）により、番号に係る個人情報を取得した者に対し、罰則を科すこととすることが考えられる（なお、同罪の法定刑によって更に対象となる行為を検討する必要あり。）。

(3) その他

○ 法令に基づいて番号を取り扱うことが認められている民間事業者が保有する番号に係る個人情報ファイル又はデータベースに虚偽の記録をした者に対し、罰則を科すこととすることが考えられる。

○ 前記第 5 の 2 (1) クの規定による命令に違反した者に対し、罰則を科すこととすることが考えられる。

○ 前記第 5 の 2 (1) エの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、罰則を科すこととすることが考えられる。

※ 上記二つの規定については、両罰規定を設けることとすることが考えられる。

3 第三者機関の委員長等の守秘義務違反

- 第三者機関の委員長、委員又は職員等が職務上知り得た秘密を漏らした行為に対し、罰則を科すこととすることが考えられる(通常为国家公務員の守秘義務違反より罰則を引き上げることとすることが考えられる。)

第7 死者の識別情報

国の行政機関、地方公共団体、関係機関又は法令に基づいて番号を取り扱うことが認められている民間事業者が、番号に係る死者の識別情報について、保存年限の規定等により保存している場合には、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとして考えられる。